

新潟市食品衛生法施行条例(平成12年条例第9号)新旧対照表

改正後（案）	現行	備考
<p>第5条 法第52条第1項の規定による営業の許可を受けようとする者は、別表第4に定める手数料を申請の際、納めなければならない。</p> <p>2 新潟県食品衛生条例（昭和42年新潟県条例第46号）第2条第1項の規定による営業の許可を受けようとする者は、別表第5に定める手数料を申請の際、納めなければならない。</p> <p>3 <u>法第52条第1項及び新潟県食品衛生条例第2条第1項の規定による営業（季節的及び臨時的な営業を除く。）の許可を受けた者が、その有効期間の満了に際し、引き続き同一の営業の許可を受けようとする場合は、別表第4又は別表第5に定める額の半額の手数料を申請の際、納めなければならない。ただし、市場等定置喫茶店営業（喫茶店営業のうち、市日の市場及び祭礼の会場に限り営まれるものをいう。以下同じ。）及び食品行商の許可を受けた者は、同表に定める額の手数料を全額納めなければならない。</u></p> <p>4～6 （略）</p> <p>別表第2（第3条関係）</p> <p>危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を行う場合の基準</p> <p>第1 共通基準</p> <p>1～5 （略）</p> <p>6 食品衛生責任者</p> <p>（1）法第52条第1項の許可を受けた者（以下「許可業者」という。）（法第48条第1項に規定する業者<u>並びに</u>臨時的に施</p>	<p>第5条 法第52条第1項の規定による営業の許可を受けようとする者は、別表第4に定める手数料を申請の際、納めなければならない。</p> <p>2 新潟県食品衛生条例（昭和42年新潟県条例第46号）第2条第1項の規定による営業の許可を受けようとする者は、別表第5に定める手数料を申請の際、納めなければならない。</p> <p>3 <u>前2項の規定による営業の許可を受けた者が、その有効期間の満了に際し、引き続き同一の営業の許可を受けようとする場合は、別表第4又は別表第5に定める額の半額の手数料を申請の際、納めなければならない。ただし、食品行商許可を受けた者は、同表に定める額の手数料を全額納めなければならない。</u></p> <p>4～6 （略）</p> <p>別表第2（第3条関係）</p> <p>危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を行う場合の基準</p> <p>第1 共通基準</p> <p>1～5 （略）</p> <p>6 食品衛生責任者</p> <p>（1）法第52条第1項の許可を受けた者（以下「許可業者」という。）（法第48条第1項に規定する業者<u>及び</u>臨時的に施設</p>	

設を設け1月以内の営業を営む許可業者及び市場等定置喫茶店営業を営む許可業者を除く。以下この項において同じ。)は、施設(部門のある施設にあつては部門。以下この号において同じ。)ごとに当該施設において当該許可に係る営業に従事する者のうちから食品衛生に関する責任者(以下「食品衛生責任者」という。)を定めること。

(2)~(6) (略)

7~16 (略)

第2 (略)

別表第4(第5条関係)

1 (略)

2 喫茶店営業許可申請手数料

(1)~(3) (略)

(4) 市場等定置喫茶店営業許可申請手数料 1件につき2,000

円

3~34 (略)

を設け1月以内の営業を営む許可業者を除く。以下この項において同じ。)は、施設(部門のある施設にあつては部門。以下この号において同じ。)ごとに当該施設において当該許可に係る営業に従事する者のうちから食品衛生に関する責任者(以下「食品衛生責任者」という。)を定めること。

(2)~(6) (略)

7~16 (略)

第2 (略)

別表第4(第5条関係)

1 (略)

2 喫茶店営業許可申請手数料

(1)~(3) (略)

3~34 (略)